

# 「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」

「障害のある方が、生涯安心して暮らしていけるように」という  
保護者の想いが込められた制度があります

「障害者扶養共済制度(愛称…しょうがい共済)」は、障害のある方を育てている保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなったときなどに、障害のある方に対し、一定額の年金を一生涯お支払いする制度です。

この制度は、「保護者に万一のことがあっても、障害のある方が安定した生活を送れるように」、また、「障害のある方の将来の生活に対して保護者が感じている不安を軽減できるように」という関係者の想いから生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいています。この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々にもしっかりと知っていただくために、厚生労働省と独立行政法人福祉医療機構において、「リーフレット」と「制度案内の手引き」を作成し、厚生労働省ホームページや同機構ホームページに掲載しています。

※・厚生労働省ホームページ

「ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>



・福祉医療機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp/hp/guide-fuyou-outline-tabid-245/>



親あるうちにできること。  
お子さんに、生涯の安心を…。

## 障害者扶養共済制度 (しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、**障害のある方へ、終身年金を支給します。**

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

| 毎月2万円の終身年金   | 掛金が割安                                      | 税制優遇                                      | 公的制度だから安心                  |
|--|--|---|----------------------------|
| 保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生産にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円) | 制度の運営に関する事務料などの「健康保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。 | 保護者が支払う掛金は所得控除の対象となるので、所得税・住民税の軽減につながります。 | 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。 |

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養共済事業」をご覧ください。

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

【リーフレット 表】

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は？

- 年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。

掛金はいくら？

- 加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。  
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など  
※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。
- 民間保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って？

- 掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- はい、受け取れます。しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。

保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- 親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただけます。年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

誰が運営しているの？

- 各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- 独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

【リーフレット 裏】